

もっと安全にもっと快適に 住まいづくりをサポートします



区には、住宅に関する
さまざまな助成制度があります。

耐震 耐震化をサポート

国の地震調査委員会では、マグニチュード7クラスの首都直下地震が今後30年以内に70%程度の確率で発生するとの見解が示されています。住まいの耐震化を行い、大地震に備えましょう。

区は、昭和56年5月31日以前に建てられた旧耐震基準の建物に、耐震助成制度を設けています。

対象	耐震基準	助成内容				
		耐震診断	耐震設計	耐震改修	除却・建て替え	アドバイザー派遣
木造住宅	新(※1)	診断費用の60%	設計費用の50% (上限20万円)	改修費用の80% (上限150万円)	除却費用の50% (上限50万円)	無料
非木造住宅	旧(※2)	診断費用の50% (上限60万円)	設計費用の50% (上限60万円)	改修費用の1/3 (上限300万円)		全額助成
分譲マンション(※3)		診断費用の2/3 (上限200万円)	設計費用の2/3 (上限200万円)	改修費用の2/3 (上限1,500万円)		
特定既存耐震不適格建築物(※4)		診断費用の50% (上限200万円)	設計費用の50% (上限200万円)	改修費用の1/3 (上限1,500万円)		
一般緊急輸送道路沿道建築物(※5)		診断費用の2/3 (上限200万円)	設計費用の2/3 (上限200万円)	改修費用の2/3 (上限1,500万円)		
特定緊急輸送道路沿道建築物		設計費用の約1/3~5/6	改修費用の約1/3~5/6	除却・建て替え費用の約1/3		全額助成

※1 平成12年5月31日以前に建てられた新耐震基準の建物

※2 昭和56年5月31日以前に建てられた旧耐震基準の建物

※3 延べ面積1,000㎡以上かつ地上3階建て以上

※4 耐震改修促進法で定める多数が利用する建築物(耐震設計・改修では対象建築物が一部となる)

※5 都耐震改修促進計画で定める指定道路の沿道建築物のうち、原則延べ面積1,000㎡以上かつ地上3階建て以上で、道路幅員のおおむね1/2を超える高さの建築物

なお、2階建て以下の木造住宅では、新耐震基準のうち平成12年5月31日以前に建てられた建物を対象とする耐震助成制度もあります。

助成要件など詳細は、区(コード①)をご覧くださいか、お問い合わせください。



対象	助成内容
ブロック塀	除却費用の50% (9,000円/㎡かつ上限20万円)
	建て替え費用の50% (18,000円/㎡かつ上限40万円) 確認申請費15万円を加算
がけ・擁壁	改修費用の50% (上限100万円)
耐震シェルター設置	全額助成 (上限30万円) 旧耐震基準(※2)の木造住宅

※いずれも要件あり

区建築課耐震化促進・狭あい道路整備係(☎5722-9490、☎5722-9597)

改修 住まいのリフォームをサポート

住宅リフォーム資金助成

自宅などのリフォーム費用の一部を助成します。工事開始1週間前までに申請が必要です。申請方法など詳細は、区(コード②)をご覧くださいか、お問い合わせください。



対象

- 浴室・トイレ・キッチンなどの改修、床・壁紙の張り替え、屋根・外壁の塗装ほか
※分譲マンションや区分登記された住宅の共用部分(屋根・外壁など)は対象外
- 自宅の吹き付けアスベスト除去
- 所有する賃貸住宅の空き家・空き室バリアフリー工事

要件 次の①～⑦全てを満たす区内の居住用住宅(専有部分のみ)のリフォーム工事

- ①平成31年4月1日以降に同助成を受けていない
(平成31年4月1日以降に助成を受けたかたも再申請できる場合あり)
- ②住民税を完納している
- ③区内業者が施工する(アスベスト除去工事は区外業者も可)
- ④工事開始前である
- ⑤工事費用が税抜き20万円以上
- ⑥令和7年3月31日までに工事と支払いが完了する
- ⑦アスベストの事前調査をしている(5面下段参照)

助成額 工事費用の10%、上限10万円(アスベスト除去工事は上限20万円。予算に達し次第終了)

助成対象を拡充しました(省エネリフォーム工事)

区内窓の設置、複層ガラス・断熱窓・断熱ドアへの取り換え、壁・天井・床下の高断熱材施工、ビルトイン型食洗機の設置、節水型トイレの設置

要件 上記②～⑦全てに加え、次の⑧～⑩を満たす工事

- ⑧昭和56年6月1日以降発行の建築確認済書、または耐震基準適合の証明書類を提出
- ⑨平成26年4月1日以降に区のリフォーム助成を受けていない
- ⑩省エネリフォーム対象の工事費用が20万円以上
- ⑪申請時に当該の住宅が築10年以上経過
- ⑫他(国・都・区)のリフォーム工事に係る助成を利用していない
- ⑬対象工事内容に応じた性能を証明する書類を提出

助成額 工事費用の20%、上限20万円(予算に達し次第終了)

住宅修築資金の融資あっせん

区内に所有または居住する住宅の修繕・増改築資金が必要なかたに、信用金庫の融資をあっせんします。工事開始前に申請が必要です。

下記のほか、共同住宅の管理組合などを対象とした融資あっせんもあります。申請方法など詳細は区(コード③)をご覧くださいか、お問い合わせください。



要件 次の①～④全てを満たす区内在住者

- ①居住用住宅の修繕・増改築を行う
- ②融資を受ける資金の返済能力がある
- ③住民税を完納している
- ④目黒区住宅修築資金融資を受けた場合は、その返還が終了している

融資限度額 700万円(工事見積金額の範囲内)

返済期間 5年以内(100万円以上200万円未満は7年以内、200万円以上は10年以内)

利率 年利1.8%(固定)

住宅増改修相談

住宅のリフォームに関する相談を、区内建築関連業者で構成する目黒区住宅リフォーム協会が、無料でお受けします(コード④)。希望者は当日会場へお越しください。

☎毎月第2・4金曜日

10:00～16:00

☒総合庁舎本館1階西口ロビー



区住宅課居住支援係(☎5722-9878、☎5722-9325)

介護 介護に必要な自宅の環境づくりをサポート

介護保険の要支援・要介護に認定され、自宅で生活しているかたは、生活環境を整えるために、住宅改修費や福祉用具購入費の一部支給、福祉用具の貸与サービスを受けることができます。

希望される場合は、ケアマネジャーや地域包括支援センターへご相談ください。詳細は区(コード⑤)をご覧くださいか、お問い合わせください。



サービスの種類	住宅改修(事前申請が必要)	福祉用具の購入	福祉用具の貸与
内容	自宅で生活を続けるための住宅改修費の一部を支給(上限あり)	日常生活の自立を助けるための福祉用具費用の一部を支給(上限あり)	利用者とケアマネジャーで作成するケアプランに基づき貸与
対象	手すりの取り付け、段差の解消、床材変更(滑り防止ほか)、扉・洋式便器などへの取り換えほか ※老朽化対策工事は対象外	腰掛け便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分、排せつ予測支援機器 ※原則、同じ用途・性能の用具の複数購入や同一種類品の再購入は対象外 ※都道府県が指定した福祉用具販売事業者から購入	手すり、スロープ(★)、歩行者(★)、歩行補助つえ(★) (原則、要介護2～5のかたが対象の用具)車いす・特殊寝台(付属品を含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人はいかい感知機器、移動用リフト(つり具を除く)、自動排せつ処理装置(要介護4・5のみ)
自己負担額	費用や介護保険負担割合により異なる		レンタル費の1～3割(介護保険負担割合)
提出書類	事前申請書類、完了報告書類	福祉用具購入費支給申請書類(購入後)	なし ※要支援1・2、要介護1のかたは貸与確認依頼兼確認書が必要な場合あり

区介護保険課介護保険給付係(☎5722-9847、☎5722-9716)

緑化 みどりの創出をサポート

自宅にみどりを創出するための経費の一部を助成します。工事開始前に申請が必要です。詳細は区(コード⑥)をご覧くださいか、お問い合わせください。



接道部緑化の助成

道に面したブロック塀を生け垣などに改造する場合や、生け垣等の新設、中高木の植栽の造成費の一部を助成します。助成額は、樹木1本当たり最大27,000円(上限40万円)です。

屋上・壁面緑化の助成

屋上や壁面を緑化する際に、造成費の一部を助成します。助成額は、屋上緑化は1㎡当たり最大30,000円(上限70万円)、壁面緑化は1㎡当たり最大20,000円(上限70万円)です。屋上緑化助成と壁面緑化助成を併用する場合は、合わせて70万円が上限となります。

区みどり土木政策課みどりの係(☎5722-9355、☎3792-2112)

平成18年9月より前に着工した建築物の 建て替えやリフォームをするかたへ

アスベスト飛散防止対策の 必要性をご存じですか

知ってほしい!アスベストの危険性

アスベストは、不燃・断熱・防音性などに優れ、加工しやすく安価であることからさまざまな建材として、昭和40年代の高度成長期に多く使用されました。アスベストの繊維は目に見えないほど細く軽いため飛散しやすく、吸い込むと肺がんや悪性中皮腫などの健康被害をもたらす危険性があります。

アスベストの飛散防止対策は建物の解体・改修工事などを行う者の責務です

建物の解体や補修などを行う場合、有資格者によるアスベスト含有建材の事前調査、区への調査結果の報告、使用されていた際の飛散防止対策が法令で義務付けられています。不適切な解体・改修などによりアスベストを敷地外に飛散させ、周辺住民に健康被害を生じさせた場合、損害賠償が命じられる場合があります。

省エネ エコな暮らしをサポート

環境負荷の少ないエネルギー利用を促進するため、再生可能エネルギー設備などを自宅に設置するかたへ、経費の一部を助成します。受け付けは6月からの予定です。詳細は、区報や区(コード⑦)でお知らせします。

予定している助成対象設備

- 太陽光発電システム
- 家庭用蓄電システム
- CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)
- 家庭用燃料電池システム(エネファーム)
- HEMS(家庭用エネルギー管理システム)
- 自然循環式太陽熱温水器・強制循環式ソーラーシステム
- エコ住宅(ZEH、東京ゼロエミ住宅)
- マンション共有部LED照明

区環境保全課温暖化対策係(☎5722-9034、☎5722-9401)

アスベスト(石綿)含有率が0.1%を超える材料は、現在輸入・製造・使用が禁止されています。平成18年までは建築材料として広く使われていたため、これらを使った建物等の解体・改修工事をする場合、飛散防止対策などが法令で義務付けられています。

アスベストに関する相談は、区(コード⑦)をご覧くださいか、お問い合わせください。



解体・改修工事業者へ指導しています

区は、建物の解体・改修工事等を行う者に対して、建物のアスベストの有無や、含まれている場合の飛散防止措置などの掲示、アスベストの適切な除去作業の実施を指導しています。

アスベスト(石綿)調査の一部を助成します

建築物(分譲集合住宅を含む)のアスベストと疑われる吹き付け材などの分析調査を専門機関に依頼する場合、費用の半額を助成します。詳細は区(コード⑧)をご覧くださいか、お問い合わせください。



上限額 戸建て10万円、分譲集合住宅・事業用建築物20万円

区環境保全課公害対策係(☎5722-9384、☎5722-9401)